

後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

令和3年度は、令和2年度と同じ保険料率です。

なお、令和3年1月施行の個人所得課税の見直しや政令改正にともない、基礎控除額・被保険者均等割額の軽減基準について改定しています。

保険料＝

【所得割額】

被保険者が所得に応じて負担します。
 $(\text{前年中の総所得金額等} - ※43\text{万円})$
 \times 所得割率10.28%



【均等割額】

被保険者全員が同額を負担します。
 55,000円

※基礎控除額を33万円から43万円に引き上げています。保険料(年額)の上限は、64万円となります。

令和3年度 後期高齢者医療保険料 軽減制度のご案内

被保険者均等割額の軽減

軽減基準が下記のとおり改定されました。世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が軽減されます。

【令和2年度】

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない(年金収入80万円以下)場合	7割軽減
33万円以下の場合	7.75割軽減
33万円+(28.5万円×被保険者数)以下の場合	5割軽減
33万円+(52万円×被保険者数)以下の場合	2割軽減

【令和3年度】

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
43万円+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下の場合	7割軽減
43万円+(28.5万円×被保険者数)+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下の場合	5割軽減
43万円+(52万円×被保険者数)+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下の場合	2割軽減



介護保険料改定のお知らせ

介護保険料は3年ごとに改定を行っており、令和3年度から令和5年度の保険料が決定しました。

【65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料】

所得段階	対象となる方	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給の方 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給の方 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入が80万円以下の方	21,960円 (基準額×0.3)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入が80万円を超えて120万円以下の方	36,600円 (基準額×0.5)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入が120万円を超える方	51,240円 (基準額×0.7)
第4段階	世帯のどなたかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入が80万円以下の方	65,880円 (基準額×0.9)
第5段階	世帯のどなたかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入が80万円を超える方	73,200円 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	87,840円 (基準額×1.2)
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	95,160円 (基準額×1.3)
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	109,800円 (基準額×1.5)
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	124,440円 (基準額×1.7)
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満の方	131,760円 (基準額×1.8)
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の方	153,720円 (基準額×2.1)

※令和3年1月施行の個人所得課税の改正により、介護保険料に係る所得段階の算定方法が見直しとなっています。